

現場代理人兼任の配置例

○兼任を認める例

例①

A工事	B工事
2,400万円	2,000万円
現場代理人 I	現場代理人 I
合計 4,400万円	

※兼任する工事2件の請負金額の合計が4,500万円未満であるため。

例②

A工事	B工事	維持補修工事
2,400万円	2,000万円	300万円
現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I
合計 4,400万円		合計 4,700万円

※件数が3件で請負金額の合計が4,500万円を超えるが、維持補修は金額・件数共に含めないため。

例③

A工事	B工事	C工事
2,400万円	2,000万円	120万円
現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I
合計 4,400万円		合計 4,520万円

※合計金額が4,500万円を超えるが、130万円以下の工事は金額・件数共に含めないため。

例④

A工事	A工事の近接工事	D工事
2,400万円	300万円	1,500万円
現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I
		合計 4,200万円

※件数が3件であるが、近接工事は合算で1件としてカウントするため。

例⑤

A工事	B工事	維持補修工事	C工事
2,400万円	2,000万円	300万円	120万円
現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I
合計 4,400万円			合計 4,820万円

※件数が4件であるが、維持補修工事及び130万円以下の工事は金額・件数共に含めないため。

例⑥

A工事	A工事の近接工事	D工事	維持補修工事
2,400万円	300万円	1,500万円	300万円
現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I
合計 4,200万円			合計 4,500万円

※件数が4件であるが、近接工事は合算で1件としてカウントし、維持補修工事工事は金額・件数共に含めないため。

○兼任を認めない例

例①

A工事	E工事
2,400万円	2,200万円
現場代理人 I	現場代理人 I
合計 4,600万円	

※兼任する工事2件の請負金額の合計が4,500万円を超えるため。

例②

A工事	D工事	F工事
2,400万円	1,500万円	140万円
現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I
		合計 4,040万円

※兼任を認める工事の件数は2件までであり、兼任する工事の件数に含めないのは請負金額が130万円以下の工事のため。

例③

A工事	D工事	D工事の近接工事
2,400万円	1,500万円	600万円
現場代理人 I	現場代理人 I	現場代理人 I
		合計 4,500万円

※近接工事として複数の現場を兼任する場合は請負金額を合算する必要があり、合計金額が4,500万円未満である必要があるため。

※建築工一式は4,500万円を9,000万円と読み換えてください。
ただし、兼任する双方の工事が建築工一式に限るものとします。